

別表第3（第5条関係）

区 分	相当と認める理由	承諾期間	必要な添付書類等
途中転居	転居により指定校が変わったが、引き続き転居前の学校への通学を希望するとき	申立人が希望する期間	
転居予定	住宅の新築、購入等により転居が確かであり、あらかじめ転居予定先の指定校への就学を希望するとき	転居予定日まで期間最長1年以内、賃貸住宅は3ヶ月以内	転居予定先を証明するもの（工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書の写し）
留守家庭	保護者が共働き等で、帰宅後の保護・監督者がいないため、下校後祖父母等の居住地の学校への就学を希望するとき	申立人が希望する期間	下校後の保護先を証明するもの
通学の利便性	自宅から指定校までの通学距離が小学校は概ね2km以上、中学校で4km以上離れている場合で、最寄りの学校への就学を希望するとき	卒業まで	
兄弟姉妹が在学	すでに兄弟姉妹が指定校を変更して就学しており、同じ学校への就学を希望するとき	卒業まで	
身体的理由	病気等の身体的理由で、通学、通院の利便性、安全性に配慮する必要があるとき	必要に応じて設定する期間	医師の診断書等（関連した記載内容のあるもの）
	特別支援学級に入級させることが認められるが、指定校に当該特別支援学級がないとき（ただし当該特別支援学級がある最寄りの学校とする）	入級させることが認められる期間	
いじめ・不登校等	いじめ等学校生活の状況から、指定校への就学が困難と認められるとき	必要に応じて設定する期間	教育委員会が特に必要とする書類（学校長・担任の所見等）
部活動等、学校独自の活動	希望する部活動が指定校になく、当該部活動等がある中学校に就学を希望するとき（ただし、希望する当該部活動等がある最寄りの中学校とする）	卒業まで	
その他の理由	上記の外、やむを得ない事由と認められるとき	必要に応じて設定する期間	教育委員会が特に必要とする書類